

8-3 販売(消費)数量

(1) 酒類販売(消費)数量

区分	製造場 (課税)	酒類製造者の移出数量				販売業者の販売数量		平成19年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
		製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清酒	kℓ XXX	kℓ XXX	kℓ XXX	kℓ XXX	kℓ XXX	kℓ 1,193	kℓ XXX	kℓ 231	kℓ 900
合成清酒	-	-	-	-	-	357	321	42	321
連続式蒸留しょうちゅう	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	220	XXX	50	153
単式蒸留しょうちゅう	120	11,607	13,011	1,027	834	30,220	12,796	2,218	13,630
みりん	-	-	-	-	-	611	608	87	608
ビール	-	23,475	4,247	82	128	46,602	20,101	1,790	20,229
果実酒	-	-	10	1	41	2,117	1,582	503	1,623
甘味果実酒	-	1	23	2	69	308	56	50	125
ウイスキー	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	292	XXX	79	164
ブランデー	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	34	XXX	11	21
発泡酒	-	14,558	2,017	1	31	59,897	29,341	2,373	29,372
原料用アルコール・スピリッツ	-	22	36	4	8	1,682	1,024	138	1,032
リキュール	-	8,802	511	10	22	26,102	12,885	1,701	12,907
その他の醸造酒	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	17,013	XXX	1,579	9,848
粉末酒・雑酒									
合計	120	58,466	19,874	1,139	1,134	186,649	89,797	10,851	90,931

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の販売(消費)数量を示したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平成 14 年度	1,019	234	15,468	28,800	48,481	94,002
平成 15 年度	856	246	15,315	27,138	48,411	91,966
平成 16 年度	951	312	14,535	41,371	58,139	115,308
平成 17 年度	931	345	14,889	22,600	54,681	93,446
平成 18 年度	900	321	13,783	20,229	55,698	90,931

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

(注) 2 しょうちゅうの販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計（平成17年度以前の計数については甲類及び乙類の合計）である。

(3) 税務署別酒類販売(消費)数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゆ う	単式蒸留 しょうちゆ う	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	原料用 アルコール	発泡酒	その他の 醸造酒	スピリッツ	リキュール	粉末酒	雑酒	合計	税務署名
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
那覇	273	49	38	4,290	121	5,801	462	26	51	7	1	8,017	1,655	246	3,869	-	1,454	26,360	那覇
平良	26	7	4	462	18	551	32	1	4	0	-	958	152	46	504	-	288	3,053	平良
石垣	40	10	7	1,069	16	1,411	76	3	6	1	5	1,348	251	36	563	-	417	5,259	石垣
北那覇	213	189	51	2,893	227	4,385	487	17	32	6	1	5,729	893	400	2,458	960	-	18,938	北那覇
名護	62	13	9	1,402	141	2,219	144	68	17	1	0	2,856	472	80	1,079	-	242	8,805	名護
沖縄	286	53	44	3,515	85	5,862	422	10	54	6	2	10,464	1,319	216	4,434	-	1,745	28,517	沖縄
沖縄県計	900	321	153	13,630	608	20,229	1,623	125	164	21	8	29,372	4,742	1,024	12,907	960	4,146	90,931	沖縄県計
総計	900	321	153	13,630	608	20,229	1,623	125	164	21	8	29,372	4,742	1,024	12,907	960	4,146	90,931	総計

(注) この表は、「(1) 酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数		
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)	者			者		
清 酒	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	内 3	4	
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-
連続式蒸留しょうちゅう	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	内 -	2	
単式蒸留しょうちゅう	51	1	1	-	5	-	10	5	9	8	5	6	3	-	-	-	-	51	5	51	内 5	51	
み り ん	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内 2	2	
ピ ー ル	6	-	-	-	2	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	2	4	内 2	6	
果 実 酒	10	-	-	-	7	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10	5	1	内 5	10	
甘 味 果 実 酒	4	6	-	-	7	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	10	5	1	内 5	10	
ウ イ ス キ ー	4	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	内 -	4	
ブ ラ ン デ ー	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	-	内 2	3	
原 料 用 ア ル コ ー ル	28	-	-	-	23	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	28	1	-	内 1	28	
発 泡 酒	10	1	-	-	9	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	11	5	1	内 5	11	
そ の 他 の 醸 造 酒	2	3	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	-	内 3	5	
ス ピ リ ッ ツ	12	50	2	-	56	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	60	6	2	内 6	60	
リ キ ュ ー ル	25	4	1	-	20	-	6	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	28	6	-	内 5	27	
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-	
雑 酒	-	18	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	18	6	-	内 6	18	
合 計	163	83	4	-	163	3	25	8	10	9	5	6	3	1	2	7	242	52	62	内 50	241		
各酒類を通じたもの	平成14年度	-	-	-	7	1	14	13	9	3	4	4	3	-	1	1	60	6	-	内 -	60		
	平成15年度	-	-	-	6	1	13	12	9	4	3	7	3	-	1	1	60	5	-	内 -	59		
	平成16年度	-	-	-	9	-	12	6	14	6	3	7	4	-	1	-	62	6	-	内 -	61		
	平成17年度	-	-	-	8	-	12	7	13	8	4	4	4	-	1	1	62	6	-	内 -	61		
	平成18年度	-	-	-	7	1	13	7	10	8	5	6	3	-	1	1	62	6	-	内 6	61		

調査対象等：平成19年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成18年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰 場			設 置 可 を 受 け た もの	設 置 可 を 受 け な い もの		
清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合成清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	3	-	-	3	-
単式蒸留しょうちゅう	4	1	-	4	10	-	19	17
みりん	-	-	-	3	-	-	3	-
ビール	-	-	-	4	-	-	4	1
果実酒	-	-	-	3	-	-	3	1
甘味果実酒	-	-	-	3	-	-	3	-
ウイスキー	-	-	-	4	-	-	4	-
ブランデー	-	-	-	4	-	-	4	-
原料用アルコール	2	-	-	2	5	-	9	-
発泡酒	-	-	-	3	-	-	3	-
その他の醸造酒	-	-	-	3	-	-	3	-
スピリッツ	4	1	-	4	10	-	19	-
リキュール	1	1	-	4	3	-	9	-
粉末酒	-	-	-	2	-	-	2	-
雑酒	-	-	-	4	-	-	4	-
合計	11	3	-	56	28	-	98	19
うち実蔵置場数	4	1	-	4	10	-	19	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成19年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
1	1

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	2	-
もろみ	3	-

(3) 販売業免許場数

区 分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数	
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計			
販卸 売売 方に 法に 限る 旨の 条件 が付 され てい ない もの 及び その 旨の	全 酒 類	10	1,932	1,942	14	1,888	
	ビ ー ル	-	-	-	-	-	
	洋 酒	5	1	6	-	4	
	輸 出 入 酒 類	7	6	13	-	11	
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん	-	-	-	-	-
		合成清酒・しょうちゅう	8	8	16	-	8
		ビ ー ル	-	-	-	-	-
		洋 酒	3	1	4	-	1
		計	11	9	20	-	9
	そ の 他 の 酒 類	1	6	7	-	3	
	合 計	34	1,954	1,988	14	1,915	
	合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-
		卸売業者の共同購入機関	1	-	1	-	1
製造者の共同販売機関		-	-	-	-	-	
販の 売条 件方 法に 付に さ小 れ売 てに 限る もの 旨の	全 酒 類	一 般 の も の			2,005	19	1,380
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			4	-	1
		計			2,009	19	1,381
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			1	-	1
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			255	4	166
		通信販売だけのもの			14	-	7
		薬用酒だけのもの			-	-	-
	計			270	4	174	
合 計			2,279	23	1,555		
媒 介 業			2	-	1		
代 理 業			-	-	-		

調査時点：平成19年3月31日

- 用語の説明：
- 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製 造																												免				許												数				販 売 業 免 許 場 数				税務署名
	清 酒		合成清酒		連続式蒸留 しょうちゆう		単式蒸留 しょうちゆう		みりん		ビ ー ル		果 実 酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用 アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒		雑酒		合 計		酒 類 卸 売 業		酒 類 小 売 業														
	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数											
那 覇	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	2	2	1	-	1	1	-	-	-	-	7	-	2	-	-	-	10	-	5	-	3	-	-	3	-	38	10	474	447	727	451	那 覇											
平 良	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	1	-	-	-	-	14	7	161	161	111	111	平 良														
石 垣	-	-	-	-	-	-	10	10	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	10	-	3	-	-	3	-	35	11	157	153	179	130	石 垣														
北 那 覇	2	-	-	-	-	-	9	9	1	-	1	-	3	-	3	-	1	-	2	-	6	-	3	1	2	-	12	2	8	-	-	4	-	57	12	315	294	396	270	北 那 覇													
名 護	-	-	-	-	-	-	11	11	-	-	1	1	1	1	1	-	1	-	-	-	5	-	2	-	1	-	13	-	6	-	-	3	-	45	13	411	403	322	232	名 護													
沖 縄	2	-	-	-	2	2	7	7	1	-	1	-	4	-	4	-	2	-	1	-	5	-	3	-	2	-	9	-	5	-	-	5	-	53	9	470	457	544	361	沖 縄													
沖 縄 県 計	4	-	-	-	2	2	51	51	2	-	6	4	10	1	10	1	4	-	3	-	28	-	11	1	5	-	60	2	28	-	-	18	-	242	62	1,988	1,915	2,279	1,555	沖 縄 県 計													
総 計	4	-	-	-	2	2	51	51	2	-	6	4	10	1	10	1	4	-	3	-	28	-	11	1	5	-	60	2	28	-	-	18	-	242	62	1,988	1,915	2,279	1,555	総 計													

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)と同じ。